

経済マンスリー

〔欧州〕

EU は英離脱後の結束強化を視野に、将来的な制度設計に関する白書を発表

英国政府は 3 月 20 日、議会でリスボン条約第 50 条を発動する法案可決を経た上で、欧州連合（EU）からの離脱通知を同月 29 日に行うと発表した。通知により原則 2 年間とされる離脱交渉が開始されることとなる。

欧州では英国以外でも EU の求心力低下が懸念されている。3 月 15 日のオランダ下院議会選挙で EU 懐疑派政党の自由党は第一党とはならなかったものの、議席数を伸ばした。また、4 月から 5 月にかけて大統領選が予定されているフランスでは EU 離脱を公約に掲げる国民戦線のルペン党首が決選投票に残る見込みであり、イタリアでも EU 懐疑派政党の五つ星運動の支持率が与党・民主党を上回る状態が続いている。

こうした状況で英国の離脱後の新体制を協議する EU 首脳会合開催を今月 25 日に控える中、欧州委員会は 1 日に白書を発表し、英国の離脱後 27 ヶ国となる EU の将来的な制度設計に関して 5 つの選択肢を示した（第 1 表）。このうち「現状の枠組みを維持しつつ前進（①）」との選択肢では、単一市場の結びつきを強め、ユーロ圏の金融システムを強化、難民問題に対しては受入基準を整備し、EU 予算は改革案を打ち出すとした。他方、単一市場に専念（②）、有志による統合深化（③）、統合政策領域の縮小による効率化（④）、全般的な統合（⑤）という他の 4 つの選択肢も提示しており、具体的には②では財・資本の単一市場の結びつきを強化する一方、金融規制などの差異は容認し、移民・難民問題は主に二国間協議に、予算は単一市場の維持に必要なものに集中するというもの、③は①をベースにしつつ一部の加盟国では統合を深化させるという二元性を許容したもの、④は EU の共通基準を適用する政策領域を個別に決定、⑤は通商や財政、金融等で統合を強化するものとなっている。EU が最終的にどの将来像を目指すかは、各国政府・議会等での議論を踏まえ 12 月の欧州理事会で何らかの方針が示される予定である。EU が各国政府・国民の納得性を高めるような体制を再構築できるのか、“第二の英国”を出さないための試金石となろう。

第 1 表：EU の将来的な制度設計に関する 5 つの選択肢

	単一市場と貿易	経済・金融	シェンゲン協定 移民と治安維持	EU 予算
① 現状の枠組みを維持しつつ前進 Carrying on	+	++	++	+
	単一市場の強化 貿易協定の拡充	ユーロ圏としての 経済・金融システムを強化	国境管理の強化 難民受入の共通基準整備 治安維持システムの改善	27カ国で合意した改革案 に基づき新制度へ対応
② 単一市場に専念 Nothing but the Single Market	+(*)			
	(*) 財と資本のみ①と同様 人とサービスは調整が必要	金融システムに関する 規制の差異は容認	単一的な移民・難民 受入基準は設けず 治安問題は二国間で解決	単一市場の維持に 必要なものに集中
③ 有志による統合深化 Those who want more do more	+	++(*)	++(*)	++(*)
	①と同様	①と同様 (*) 税制や規制などで 共通基準を望む国のみ	①と同様 (*) 治安維持や司法などで 共通基準を望む国のみ	①と同様 (*) 拠出を増やした国に 配分を増やす
④ 統合政策領域の縮小 による効率化 Doing less more efficiently		+	+	+
	共通基準は最小限に	ユーロ圏としての経済・金融 システムを部分的に強化	国境管理・難民受入・ 治安維持面で協力	EU27カ国としての合意にあわせ 大幅に修正
⑤ EU の統合を強化 Doing much more together	++	+++	+	++
	拘束力のある共通基準に則り 単一市場を強化	欧州経済通貨同盟の 完成を目指す	④と同様	必要な財源を確保した上で 新制度にあわせ拡充

(注)『+』は欧州の統合強化の方向性を示し、個数はその強さを示す。空欄は現状維持又はそれに近い状態を示す。

(資料) 欧州委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 前原 佑香 yuka_maehara@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。